

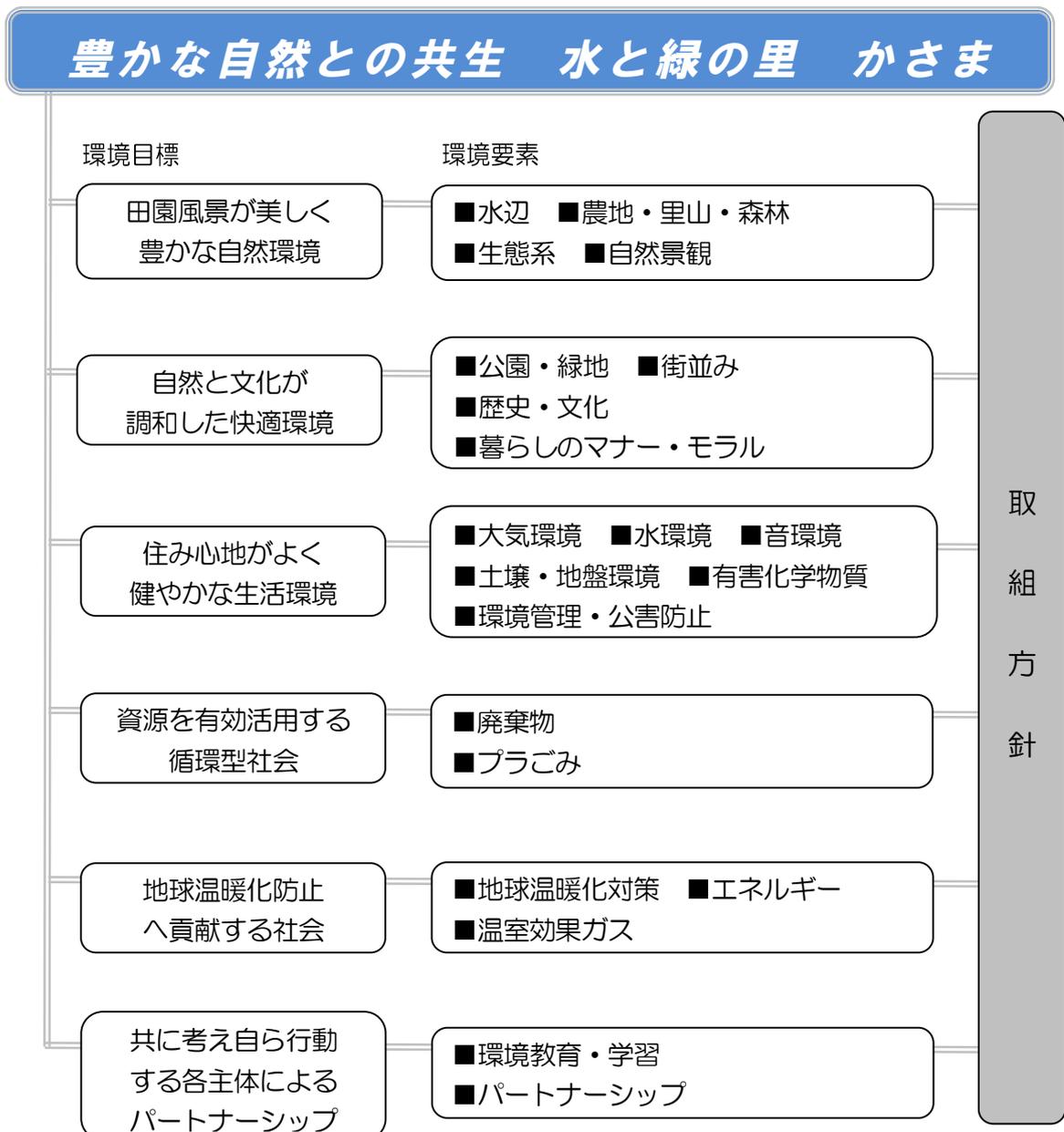
はじめに

笠間市では、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するため、平成19年度に「笠間市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。計画策定より近年までの環境状況や社会情勢、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題を明確にし、実効性の高い施策を実施していくため、本計画を平成28年3月に改訂しました。

令和2年度においては、「プラスチックごみゼロ宣言」による使い捨てプラスチックの削減や4R運動の推進を図り、令和3年度には、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、取組方針の追加・見直しを行いました。

環境基本計画では、市民・事業者・滞在者・市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境に対するイメージを描き、それらを共有化するため、各環境要素について取組方針を定め、施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。

●目指す将来の環境像



第1章 施策の取組

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 水辺

■取組方針 潤いある水辺を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減し、生態系の維持・回復に努め良好な水辺環境を保全します。
- ②河川やため池、農業用水路をだれもが安心して水に親しめる親水空間として整備します。
- ③自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚を促進します。
- ④本来の生態系を維持するため、河川やため池等の施設を適切に管理します。

■行動方針／環境施策

良好な水辺の保全

- ・クリーンアップひぬまネットワークだよりを新聞折込により全戸配布し、取り組みを周知しました。(2回)(環境政策課、各支所地域課)
- ・ボランティアによる河川でのごみ拾い活動に対し、トング・ごみ袋の提供や、拾ったごみを回収するなどの支援を行いました。(資源循環課)

親水空間の整備

- ・多面的機能支払交付金事業を活用し、地域住民が中心となってビオトープの保全管理を3組織で実施しました。また、子ども会等と共に生物の生息状況の把握をすることで今後の環境向上への意識を高めました。さらに、ホタルなどの希少生物の保護観察等、資源保全にも努めました。(農政課)
- ・市民団体が主体となり、ビオトープ天神の里の整備、管理を行い生物多様性及び身近な自然の保全を行いました。(環境政策課)
- ・地域住民が主体となり、野口池自然環境保全地域の環境保全に努めました。(環境政策課)

水辺の保全意識の高揚

- ・8月2日に「巴川探検隊全体事業」で「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」、「小美玉市四季文化館みのれ」において、水生生物の観察や水質調査を行い水環境への関心を深めることができました。(小学生8名参加)(岩間支所地域課)
- ・8月9日に「涸沼川探検隊」で、涸沼川の上流や涸沼において水生生物の観察や水質調査を行い、水環境への関心を深めることができました。(小学生24名参加)(環境政策課)

河川やため池等の施設の管理

- ・適宜パトロールを実施し、保全管理に努めました。(管理課)(農政課)
- ・台風や大雨等の災害時にパトロールを実施し、危険箇所の把握や維持管理に努めました。(管理課)

■評価と課題

市民団体などによるビオトープ整備を支援し、親水空間の整備を推進しました。

小学生に対する水辺の環境保全意識の啓発を図るため、継続して環境体験学習を実施していきます。

ボランティアによるごみ拾い活動に対し、ごみ袋の提供やごみ回収などの支援を続けます。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 農地・里山・森林

■取組方針 農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①優良農地の保全、遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図り農地の保全・活用を推進します。
- ②農村生活環境の快適化に向けて、農業集落地域の整備、活性化を推進します。
- ③環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。
- ④地場農産物の活用やPRを通じて、地産地消を推進します。
- ⑤自然環境や地場農産物等の地域資源を活かした、体験プログラムの充実や環境整備を通じてグリーンツーリズムを推進します。
- ⑥市民・事業者が協力した森林整備や地場産材の活用を促進するとともに、環境教育や健康づくり等への活用を促進するなど、森林の育成・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

農地・田園景観の保全・活用

- ・7月、8月に市内すべての農地の農地利用状況調査(農地パトロール)を行い、令和5年1月に農地利用の意向調査を実施しました。(農業委員会)
- ・一定規模以上の行為について、景観法及び景観条例に基づく届出内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)

環境保全型農業の推進

- ・化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて、国が定めた取り組み(有機農業、堆肥の施用、緑肥)を実施した3団体に国、県及び市から実施団体に交付金を支払いました。(農政課)

地産地消の推進

- ・市の各種計画に基づき、地産地消を市内全小・中・義務教育学校で実施しました。(学務課)
- ・学校給食において、笠間市産コシヒカリ100%を提供しました。(学務課)
- ・モデル校として、12月8日(木)岩間中学校において、地産地消の特別栽培米と有機野菜の提供をしました。(学務課)
- ・米粉パンの原料となる笠間市産コシヒカリ米粉を提供しました。(農政課)

グリーンツーリズムの推進

- ・笠間クラインガルテンの指定管理者である㈱マイファームと連携し、適正な管理運営を行いました。(農政課)
- ・指定管理者である㈱マイファームが、笠間クラインガルテンを中心に、野菜収穫やブルーベリー狩り、栗拾い等、各種収穫体験を実施しました。(農政課)

森林の育成・活用

- ・市内の林道3路線に対して除草業務などを、5路線に対して排水施設の清掃業務などを実施しました。(農政課)
- ・今後の適正な森林管理につなげるため、福原地内の森林所有者約270名に対し、森林経営管理法に基づく意向調査を実施しました。(農政課)
- ・「笠間市自転車活用推進計画」に関連し、県産材を使用した木製サイクルラックを森林環境譲与税を活用して10台購入し、市内の主要施設に設置しました。(農政課・企画政策課)

- ・公益社団法人茨城県森林・林業協会による補助金を活用し、市内緑の少年団5団体の活動支援を行いました。(農政課)
- ・市内の緑の募金事業をとりまとめ、募金額の45%を市内各小中義務教育学校へ交付することで、環境教育などに活用してもらいました。(農政課)
- ・森林環境譲与税を活用し、あたご天狗の森周辺の山林3.80haにおいて下草刈りや間伐等を実施しました。(農政課)

■評価と課題

学校給食において、笠間市産コシヒカリ100%提供や米粉パンの原料に市産コシヒカリ米粉を提供するなど、地産地消を推進しました。

今後の適正な森林管理につなげるため、森林所有者に対し意向調査を実施しました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、市民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備を進めていくことが大切であるが、所有者の経営意欲の低下や担い手不足、世代交代などから所有者不明で適切に管理されていない山林が多く存在しているため、林地台帳の整備に努めます。

- ・**環境保全型農業**：農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。
- ・**地産地消**：地域で生産されたものを地域で消費すること。
- ・**グリーンツーリズム**：みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
- ・**森林環境譲与税**：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 生態系

■取組方針 健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①生物多様性に対する理解を促進します。
- ②自然環境調査等により地域の生態系の把握に努めます。
- ③自然環境に配慮した工法の採用等、開発に際しての生態系への配慮を促進します。
- ④連続性のある野生生物の生育空間を保全します。
- ⑤外来種や有害鳥獣等の定着予防・防除等により、野生動植物の適切な保護・管理に努めます。
- ⑥自然とのふれあいにおけるマナーの向上や自然保護意識の高揚を促進します。

■行動方針／環境施策

生物多様性の理解促進

- ・かさまの自然ガイドを作成し、教材として使用してもらえるように、市内全小・中・義務教育学校に配付しました。(環境政策課)

地域の生態系の把握

- ・市指定天然記念物「吾国山のカタクリ群生地」について、指定範囲の変更を行い、広報かさまに掲載しました。(生涯学習課)
- ・5月に笠間湖飯田ダム周辺、7月に佐白山周辺、9月に福ちゃんの森公園、11月に笠間湖飯田ダム下流部周辺に生育する植物の状況を調査しました。(環境政策課)
- ・自然環境調査結果を踏まえ、佐白山周辺、福ちゃんの森公園、笠間湖飯田ダム下流部周辺で自然観察会を実施し、地域に生育する植物について環境学習の場を設けました。また、植物の調査結果等をホームページに掲載しました。(環境政策課)
- ・令和3年度に作成した「かさまの自然ガイド」を冊子にし販売しました。(環境政策課)

開発に際しての生態系への配慮

- ・林地開発(森林法)による太陽光発電施設2件について、申請時、設置前、完了時に検査を行いました。(農政課)
- ・県立自然公園内の開発等行為の許可または届出の申請11件に対し、自然環境に配慮して行為を実施するよう意見を添えて許可等を行いました。(環境政策課)

生物の生息空間の保全

- ・市民団体が主体となり、ピオトープ天神の里の整備、管理を行い生物多様性及び身近な自然の保全を行いました。(環境政策課)

野生動植物の適切な保護・管理

- ・特定外来生物(オオキンケイギク)の防除について、広報かさまや広報かさまお知らせ版や環境政策課公式フェイスブック等により情報提供を行いました。(環境政策課)
- ・特定外来生物防除実施計画に基づき、市民団体等が主体となりオオキンケイギクの防除作業を行いました。(500kg <118袋/450ゴミ袋>)(環境政策課)
- ・オオキンケイギクの防除とあわせて、重点対策外来種であるセイタカアワダチソウの防除作業も行いました。(490kg <97袋:450ゴミ袋>)(環境政策課)
- ・茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマを35頭駆除しました。(環境政策課)

- ・農業被害防止事業として、電気柵を 18 件設置しました。(農政課)
- ・鳥獣被害対策実施隊により有害捕獲でイノシシ 97 頭、カラス 216 羽、ハクビシン 29 頭、タヌキ 25 頭、アライグマ 4 頭を捕獲しました。(農政課)
- ・茨城県鳥獣保護管理計画に基づき、生活環境や農作物に影響を与える有害鳥獣について、96 件の捕獲許可を行い被害防止のための駆除管理に努めました。(環境政策課)

自然とのふれあいにおけるマナー向上・自然保護意識の高揚

- ・ごみに関するマナー向上のため啓発看板等の設置を行いました。(資源循環課)
- ・笠間湖飯田ダム周辺等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境政策課)

■評価と課題

特定外来生物のオオキンケイギクについて、毎年多くの方の協力により防除している箇所は、年々生育量が減少していますが、新たに生育している箇所も確認できていることから、継続して、防除に関する普及、啓発を行っていきます。

また、オオキンケイギクの防除にあわせて、重点対策外来種であるセイタカアワダチソウの防除も行っています。

健全な生態系の維持に向けて、継続して有害鳥獣や特定外来生物の駆除を行っていきます。

・**特定外来生物**：もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、特定外来生物防止法で指定された生物のこと。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止されており、既に定着しているものについては必要に応じて防除が行われる。

・**重点対策外来種**：生態系への甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い外来種。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 自然景観

■取組方針 美しい自然景観・田園風景を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①美しい景観づくりを総合的・計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- ②本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実に努めます。
- ③市内に所在する自然公園や環境保全地域における施設やコースの整備・美化を通じて、自然公園の保全・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

景観計画の策定

- ・令和2年度に策定しました。(都市計画課)

自然景観の保全・充実

- ・一定規模以上の行為について、景観法及び景観条例に基づく届出内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)(再掲)
- ・開発行為(都市計画法)による造成工事7件の完了検査を行い、公園緑地率3%以上(開発面積に対する緑地割合)が確保されました。(都市計画課)

自然公園の保全・活用

- ・北山公園、つつじ公園及び愛宕山周辺の枯損木伐採を行いました。また、つつじ公園内に散策できるコースを新たに整備し、よりつつじを楽しめる景観ポイントを増やしました。(観光課)
- ・県立自然公園区域内にある佐白山、北山公園、愛宕山周辺について、景観を活かし、自然に配慮した樹木の剪定や草刈等の維持管理を行いました。(観光課)
- ・令和2年度策定の景観計画では市の景観特性として、地域の魅力ある景観資源を抽出・選定し、位置付けました。(都市計画課)
- ・笠間湖飯田ダム周辺等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境政策課)(再掲)

■評価と課題

自然公園や環境保全地域の保護と利用の適正を目的に、県の自然公園指導員や自然保護指導員のパトロールの結果報告を受けて、愛宕山周辺の枯損木を伐採しました。

看板など老朽化しているものがあり、県と協議しながら修繕もしくは更新が必要となります。また、通行の支障となる倒木等については、地域ボランティアの協力も必要となるため、県および地域ボランティアとの連携を図ります。

引き続き、自然環境や地域特性に応じた美しい景観づくりと地域の環境資源の保全に努めていきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 公園・緑地

■取組方針 潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市民に身近な公園の整備に取り組みます。
- ②公園の周辺環境整備等を通じて、既存公園の保全・活用を推進します。
- ③地区計画制度や緑地協定等の制度を活用するなどして計画的な緑地の保全・整備に努めます。
- ④屋敷林や社寺林等の保全等、市街地の緑化を推進します。
- ⑤公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化を推進します。
- ⑥身近な公園や緑地の安心・安全な利用に向けた維持管理など、みどりのまちづくりを支える体制づくりに取り組みます。

■行動方針／環境施策

身近な公園の整備

- ・岩間駅西口多目的広場にトイレを1基整備しました。(管理課)
- ・市内公園(笠間芸術の森公園スケートパーク、笠間中央公園、岩間駅西口多目的広場、鯉淵公園)において、日よけ施設等を整備しました。(都市計画課)

既存公園の保全・活用

- ・つつじ公園山頂にある屋外トイレの老朽化に伴い、環境に配慮した利便性の良い洋式トイレに改修しました。(観光課)
- ・笠間市総合公園及び北山公園駐車場の公衆トイレを洋式トイレに改修しました。(生涯学習課)
- ・都市公園、笠間芸術の森公園の遊具を修繕しました。(管理課)

計画的な緑地の保全・整備

- ・森林環境譲与税を活用し、あたご天狗の森周辺の山林3.80haにおいて下草刈りや間伐等を実施しました。(農政課)【再掲】
- ・地区計画区域内における「都市計画法」に基づく届出8件に対し内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)

市街地の緑化の推進

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、都市緑化フェスティバルは中止となりました。(管理課)

公共空間の緑化の推進

- ・大日堂敷地内に、芝生の緑地(約570㎡)を整備しました。(生涯学習課)
- ・本庁舎正面駐車場地内の緑地を緑の広場として、適正に管理しました。(資産経営課)
- ・都市公園や主要な道路、あんず通り、松山団地、岩間駅東大通り線、岩間工業団地等において、植栽の維持管理を実施しました。(管理課)

みどりのまちづくりを支える体制づくり

- ・笠間市都市公園グリーンパートナー制度により、市内6公園で市民協働による公園管理を行いました。(管理課)

■評価と課題

既存の公園の利便性を図るために、日よけ施設やトイレを整備しました。
都市公園グリーンパートナー制度の新規登録が2箇所ありました。

引き続き身近な公園や緑地が安全・安心に利用できるよう維持していくために、地域の自主的な維持管理体制を推進していきます。

・**笠間市都市公園グリーンパートナー制度**:公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し奨励金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的として制定された制度。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 街並み

■取組方針 自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①関連計画に基づいた適正な土地利用の規制・誘導を通じて、保全と開発の調和がとれた計画的な土地利用を推進します。
- ②空家・空地の適正管理や市街地活性化等を通じて、快適な市街地・集落地を形成します。
- ③地域の特性に応じた自然環境と文化が調和した景観に配慮したまちづくりを推進します。
- ④本市の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用を推進します。

■行動方針／環境施策

計画的な土地利用の推進

- ・「都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域内の計画的な土地利用を推進するために基盤整備を実施しました。(都市計画課)
- ・笠間市内の農地の有効利用を図るために「農業振興地域整備計画」に基づく農用地の除外を行いました。(農政課)

快適な市街地・集落地の形成

- ・友部駅前前の活性化を図るため友部駅前創業支援補助金を策定し、空き店舗を利用した創業を1件支援しました。(商工課)
- ・各地区商店会と連携し、菊プロジェクトやすずらんと光のイルミネーション事業、友部駅前児童公園夜桜ライトアップを実施しました。(商工課)
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例に基づき、管理不全空家等の所有者等に対し、適正な管理を行うよう、助言・指導等を行い、管理不全空家等の解消に努めました。(企業誘致・移住推進課)
- ・笠間市すみよい環境条例に基づき、雑草の繁茂等、管理が不適切な空き地の所有者に対し、適正な管理の指導を行い、害虫発生抑制、火災の予防、不法投棄の防止などに努めました。苦情件数166件内66件除草対応済(環境政策課、各支所地域課)

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・良好な景観形成に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の行為について、「笠間市景観条例」に基づく届出が28件あり、内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)
- ・市内幹線道路沿道の屋外広告物禁止物件に掲示されている広告物の簡易除去を実施しました。(都市計画課)

歴史的景観資源の保全と活用

- ・稲田石のモニュメントを平町のまきば公園に設置しました。(商工課)
- ・主要な道路の維持修繕、植栽管理を実施しました。(管理課)

■評価と課題

コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指す「立地適正化計画」により、計画的な土地利用によるまちづくりを推進するとともに、「景観計画」により、地域の特性を生かした総合的な景観形成を図り、将来的に本市の魅力向上や地域活性化につなげていけるよう、地域の景観保全と景観づくりを推進します。

放置された空家や雑草が生い茂った空き地など、必要に応じ条例等に基づいた適正な管理の指導を行い、生活環境の保全に努めます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 歴史・文化

■取組方針 郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市内に所在する歴史的に価値のある文化財の調査を推進します。
- ②郷土意識の高揚や文化財に対する保護意識の向上を図るなど、文化財の保護や活用に取り組みます。
- ③貴重な文化財の適切な保護と活用に向け、専門職員の配置や資料館等の整備・充実を図ります。
- ④市民の文化活動や世代間・地域間の文化交流など、芸術・文化事業を推進します。
- ⑤市民・事業者と協働して、芸術・文化施設等の整備・活用に努めます。

■行動方針／環境施策

文化財調査の推進

- ・文化財の調査研究を継続的に実施しました。(生涯学習課)
- ・埋蔵文化財専門職員を中心に35件の試掘調査と5件の本調査を実施しました。(生涯学習課)

文化財の保護・活用

- ・日本遺産普及啓発事業として、かさましこ日本遺産推進講演会を実施しました。(生涯学習課)
- ・歴史や文化財、史跡に対する理解を促進するために笠間歴史フォーラムを開催しました。(生涯学習課)
- ・「没後200年 牧野貞喜展」において、パネル及び資料の展示と講演会を開催しました。(生涯学習課)

資料館等の整備・充実

- ・市史研究員の協力を得て、歴史資料等の収集、保存、活用に努めました。(生涯学習課)
- ・資料の充実を図るために1件の寄贈を受けました。(生涯学習課)

芸術・文化事業の推進

- ・全国こども陶芸展 in かさまへの出品を促進するために、地元窯元等の協力を得て市内全小・中・義務教育学校の陶芸教室開催の支援や、出品作品を全点展示しました。(生涯学習課)
- ・文化芸術支援事業として、地元画家に制作いただいた市内の風景画の市内小学校での巡回展示及び笠間日動美術館において展覧会を開催しました。(生涯学習課)
- ・文化振興の一環として、優れた作品を鑑賞できる芸術鑑賞事業(65歳以上の方は日動美術館の入館料が無料、毎月7日は全市民が無料)を実施し、1,188人が利用しました。(生涯学習課)

芸術・文化施設等の整備・活用

- ・大日堂の一般公開に向けて、駐車場や案内看板等の整備しました。(生涯学習課)
- ・かさま音楽フェスタ～奏～において、笠間公民館や市内の幼稚園、保育所を会場にコンサートを開催しました。(生涯学習課)

■評価と課題

かさましこ日本遺産推進講演会、没後200年牧野貞喜展、芸術鑑賞事業、全国こども陶芸展 in かさま支援事業など、歴史や芸術、伝統工芸に親しむ機会を設け、郷土意識の高揚を図りました。

今後も、歴史的に価値のある文化財を保護し活用していくとともに、市民の文化芸術活動を支援していきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 暮らしのマナー・モラル

■取組方針 誰もが快適に暮らせるまちをつくります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①家庭や事業所における環境意識の高揚や近隣に配慮したマナーやルールの普及を促進します。
- ②不法投棄の防止や環境美化に向けて、不法投棄やポイ捨て対策を推進します。
- ③市民・事業者と協力した市内の環境美化活動を推進します。

■行動方針／環境施策

近隣に配慮したマナーやルールの普及

- ・全市一斉クリーン作戦を3回実施し、市民の環境美化意識の高揚を図りました。（資源循環課、各支所地域課）
- ・犬の登録や狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを934部配布したほか、広報かさまお知らせ版でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーを周知しました。（4回）（環境政策課、各支所地域課）
- ・市民の要望によりフン害防止看板（78枚）を配布しました。（環境政策課、各支所地域課）
- ・野外焼却や市民生活上のマナーについて、トラブル発生を未然に防止するため広報紙を活用して周知しました。（3回）（環境政策課）
- ・事業活動に伴うごみの処分について、適正な処分を広報かさまお知らせ版により周知しました。（資源循環課）
- ・野外焼却の例外規定や相談先等について広報紙で周知しました。（環境政策課、各支所地域課）

不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ・市民の要望により不法投棄防止の看板（161枚）を配布しました。また、不法投棄を未然に防止するため広報紙により周知を行いました。（資源循環課、各支所地域課）
- ・県ボランティアU. D.（Unlawful Dump「不法投棄」）監視員や笠間市不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを実施し、監視体制の強化と不法投棄の防止及び早期発見に努めました。また、不法投棄ボランティア監視員会議を開催し、不法投棄の対策等について協議しました。（資源循環課）
- ・マナーの向上に努めました。（全庁）

環境美化活動の推進

- ・道路里親制度で49団体（県道8、市道41）が道路の美化活動を実施しました。（管理課）
- ・市道の路側及び側溝に堆積した土砂等の撤去を実施しました。また、側溝清掃を実施している地区に土のう袋の支給及び回収を実施しました。（管理課）
- ・地区、地域の団体で清掃活動を実施した際に出る清掃ごみ（不法投棄物や草刈りごみ等）の回収を実施しました。また、市民の協力のもと、道路や公園、河川などのクリーン作戦を3回実施しました。（資源循環課、各支所地域課）
- ・多面的機能支払交付金事業の42の活動組織により農業用排水路の清掃しました。（農政課）

■評価と課題

市内クリーン作戦の実施、ボランティア監視員等によるパトロール、不法投棄ごみの回収、道路里親の市民等の協力により環境美化を促進しました。

近隣トラブルとなる飼い猫による糞尿被害の苦情や犬のふん害防止看板の設置希望が多くなっていることから、引き続き近隣に配慮したマナーについて市ホームページや広報紙で周知していきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 大気環境

■取組方針 良好な大気環境を維持・保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①大気汚染・悪臭の防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②野焼きの防止やフロンの回収等、家庭における大気汚染対策を推進します。
- ③大気汚染防止法の順守や環境配慮型の建設機械の使用等、事業所における大気汚染対策を推進します。
- ④事業所や家庭における悪臭防止対策について推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・野外焼却については、市民等からの通報により適切な指導を行いました。(環境政策課)
- ・工場排煙等による大気汚染に関して、計画的な立入検査(10件)を実施し未然防止に努めました。(環境政策課)
- ・微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質について、濃度が一定の基準(日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えることはありませんでした。※茨城県の大気汚染常時監視情報HPの年平均を参照(環境政策課)

家庭における大気汚染対策の推進

- ・家庭ごみの野外焼却を防止するため、広報紙等による周知を図るとともに、焼却行為に対する通報には迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。(広報回数3回、苦情対応件数49件)(環境政策課、各支所地域課)
- ・ホームページに家電リサイクル法対象品目の処分方法や搬入先(指定取引所)を掲載し、市民への周知を図りました。(資源循環課)

事業所における大気汚染対策の推進

- ・大気汚染防止法に基づき、定期的な立入検査(10件)を実施しました。(環境政策課)
- ・使用済み農業用プラスチック(塩化ビニール2,280kg、ポリエチレン8,810kg)の収集を行いました。(農政課)
- ・農林業に伴う剪定枝の適正な処分について現地で指導を行い理解を求めました。(環境政策課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書に明記し、使用を促進しました。(公共工事担当課)

悪臭防止対策の推進

- ・畜産農家への臭気苦情について適切に指導しました。(農政課)
- ・浄化槽の臭気苦情について、県や関係部署と連携し、適切に対応しました。(下水道課)
- ・浄化槽のパンフレット配布等により、家庭からの污水排出や悪臭発生の防止に努めました。(環境政策課)

■評価と課題

家庭ごみ等の野焼き禁止について、広報紙による周知や指導を行いました。野焼きには、一部認められる行為がありますが、当事者は周辺住民から苦情がでないよう時間などに配慮し周辺の理解を得ながら実施する必要があることから、引き続き広報紙による周知や指導を行っていきます。

工場ばい煙や粉じん等による大気汚染については、立入検査の結果、排出基準の超過や管理基準不適合となる事業所はありませんでした。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 水環境

■取組方針 水環境の保全、水資源の有効活用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①水質汚濁防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②水質汚濁防止法等に基づく規制・指導により、水質汚濁防止対策を実施します。
- ③井戸及び井戸水（地下水）の適正管理を促進します。
- ④河川及び池沼等に対する水質浄化対策を推進します。
- ⑤地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設を整備します。
- ⑥水源かん養保安林の保全等を通じて水資源の確保に努めます。
- ⑦市民や事業所の節水意識の高揚を図るとともに、公共施設における節水行動を推進します。
- ⑧市内における雨水利用を推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・ 瀬沼川、霞ヶ浦水域及び桜川で河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。（河川18箇所（年2回）、池沼5箇所（年1回））（環境政策課）
- ・ 霞ヶ浦流入河川巴川の水質調査を実施しました。（河川6箇所（年2回））（岩間支所地域課）
- ・ 水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づく立入検査（14件）を計画的に実施し、事業所からの基準値不適合排水の排出や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。（環境政策課）
- ・ 通報により発見した水路へ流出した油について、河川への流出を防ぐため、オイルフェンス及びオイルマットを設置し、定期的にパトロールを行いました（環境政策課）
- ・ 通報により発見した水路や河川の異常につきましては、原因追及に努め、改善の必要があるものについては、改善するように指導しました。（環境政策課）

水質汚濁の防止

- ・ 水質浄化強調月間の広報等を推進し、河川の汚染防止などを目的に、家庭から排出される廃食用油2,625ℓを資源物として回収しました。（資源循環課、各支所地域課）
- ・ 水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づく立入検査（14件）を計画的に実施し、事業所からの基準値不適合排水の排出や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。（環境政策課）（再掲）

井戸及び井戸水(地下水)の適正管理の促進

- ・ 市内6ヶ所の井戸水（地下水）の調査を実施しました。基準超過した地点はありませんでした。5か所について、地下水の水質測定計画に基づき、来年度も継続監視調査を行います。（環境政策課）
- ・ 「笠間市安全な飲料水の確保に関する条例」に基づき、井戸管理者に対し立入検査（1件）を実施し適正管理を推進しました。（環境政策課）

水質浄化対策の推進

- ・ クリーンアップひぬまネットワークだよりを新聞折込により全戸配布し、取り組みを周知しました。（2回）（環境政策課、各支所地域課）（再掲）
- ・ 瀬沼川、霞ヶ浦水域及び桜川で河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。（河川18箇所（年2回）、池沼5箇所（年1回））（環境政策課）（再掲）
- ・ 霞ヶ浦流入河川巴川の水質調査を実施しました。（河川6箇所（年2回））（岩間支所地域課）（再掲）

適正な生活排水処理施設の整備

- ・全体計画見直しの基礎調査を実施しました。(下水道課)
- ・生活排水ベストプランの見直しを実施しました。(下水道課)
- ・県と連携して、未接続者に対して戸別訪問を実施しました。また、接続支援制度に関する資料を郵送して周知しました。(下水道課)
- ・公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域以外の区域において、合併浄化槽 62 基の設置補助を行いました。(下水道課)
- ・ホームページや広報紙により浄化槽設置者へ定期的な検査など適正管理の啓発を図りました。(下水道課)

水資源の確保

- ・安全な水の供給に向け、飲料用地下水の水質の保全・管理に努めました。(水道課)

節水行動の推進

- ・市内 15 校(笠間小学校、稲田小学校、宍戸小学校、友部小学校、北川根小学校、大原小学校、友部第二小学校、岩間第一小学校、岩間第二小学校、岩間第三小学校、笠間中学校、稲田中学校、友部第二中学校、岩間中学校、みなみ学園義務教育学校)で民間プールを利用しました。(学務課)

雨水利用の推進

- ・市役所前及び公民館前の歩道に透水性舗装を整備しました(建設課)。

■評価と課題

令和3年度の水質調査の結果では、多くの河川で「大腸菌群数」が環境基準を超過していましたが、令和4年度から測定項目の見直しで「大腸菌」となり、従来指標よりの確にふん便汚染を捉えることができるようになったため、基準値を超過する河川はほとんどありませんでした。

井戸水については、設置者が自らの責任において衛生管理を適正に行うことが大切であることから、定期的に水質検査を受けるよう、市ホームページや公式フェイスブック等で広報していきます。

通報等により発見した水路や河川の異常につきましては、原因追及に努め、改善の必要があるものについては、改善するよう指導していきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 音環境

■取組方針 騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①道路構造物の改善や自動車運転マナーの改善を図るなどして、交通騒音・振動対策を推進します。
- ②暮らしに伴う騒音・振動対策について推進します。
- ③騒音規制法や振動規制法等に基づく規制・指導等により、事業活動に伴う騒音・振動対策を推進します。
- ④交通騒音・振動の発生抑制に向けて、計画的な土地利用を推進します。

■行動方針／環境施策

交通騒音・振動対策の推進

- ・区長から交通安全に関する要望をうけ、スピード落とせ等立て看板による注意喚起を行いました。(市民活動課)
- ・路面等の段差解消工事を実施しました。(管理課)
- ・制水弁等の位置を検討しました。(水道課)
- ・車輛の不正改造に関する啓発チラシを掲出しました。(市民活動課)
- ・騒音規制法に基づき市内の主要幹線道路(4路線)において自動車騒音の状況を監視した結果、騒音対策の要請値を超過する路線はありませんでした。(全24路線を5か年で調査)(環境政策課)

暮らしに伴う騒音・振動対策の推進

- ・狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配布(934部)したほか、広報紙等でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。(広報かさまお知らせ版4回)(環境政策課、各支所地域課)

事業活動に伴う騒音・振動対策の推進

- ・工場や建設工事における騒音について、市民からの通報に迅速に対応し、事業者への指導を行いました。(騒音規制法、振動規制法に抵触する案件はなし)(環境政策課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書にて明記し、使用を促進しました。(公共工事担当課)(再掲)
- ・カラオケ等の騒音について、市民からの通報に迅速に対応しました。(環境政策課)

計画的な土地利用の推進

- ・「都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域内の計画的な土地利用を推進するため、基盤整備を実施しました。(都市計画課)

■評価と課題

騒音について、市民からの通報に迅速に対応しました。

生活活動の中で発生する騒音は、日常生活に密着した問題であり、近年苦情が増えていることから、市民からの通報に迅速に対応していきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 土壌・地盤環境

■取組方針 健全な土壌・地盤環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①土壌・地盤環境の保全に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②工場・事業所等における事業活動に対して土壌汚染対策法や笠間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく規制・指導を推進します。
- ③事業所や家庭における農薬使用に関して、関係機関と連携した適正な農薬使用を促進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・市内6ヶ所の井戸水（地下水）の調査を実施しました。基準超過した地点はありませんでした。5か所について、地下水の水質測定計画に基づき、来年度も継続監視調査を行います。（環境政策課）（再掲）
- ・市内2地点のダイオキシン類調査（地下水1地点、土壌1地点）を実施しました。基準超過はありませんでした。（環境政策課）

法令に基づく規制・指導の推進

- ・土壌汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質変更に係る届出制度についてホームページで周知を図りました。（資源循環課）
- ・土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づき、適正な埋め立ての指導、生活環境の保全、災害発生の未然防止を図りました。（資源循環課）

適正な農薬使用の促進

- ・環境保全型農業補助制度を活用し、環境にやさしい農業への取り組みを推進しました。環境保全型農業を3団体11名が実施しました。（農政課）
- ・ゴルフ場において使用される農薬については県と連携して、農薬による環境への影響を未然に防止するため、確認を行いました。（環境政策課）
- ・農地に隣接する太陽光発電設備設置のガイドラインに基づき、農地転用して設置した太陽光発電施設については、事業地の雑草処理にあたり除草剤を使用する場合は、隣接農地の営農上問題のないものを使用するよう指導しました。（農業委員会）
- ・茨城県の指導の下、農業者に対し、農薬の適正使用、処分に関して周知しました。（農政課）

■評価と課題

健全な土壌環境を守るため、地下水調査や農薬・化学肥料の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取り組みを推進しました。

また、不法投棄や残土の無許可埋め立てを未然に防ぐため、パトロールを実施しています。今後も法令等に基づく規制を行い、土壌・地盤環境の保全に努めます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 有害化学物質

■取組方針 有害化学物質から健康を守ります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①有害化学物質について、関係機関と連携した情報収集・提供体制を整備します。
- ②大気汚染防止法に基づきアスベスト飛散防止対策を推進するとともに、除草剤や害虫駆除剤、事業活動に使用する薬品や建材等の化学物質の適正使用・適正管理を促進します。
- ③空間放射線量率の常時監視や適切な情報提供、市民の不安解消等、放射性物質に対する対策を推進します。
- ④廃棄物処理におけるダイオキシン類対策を推進します。

■行動方針／環境施策

化学物質の適正使用・適正管理の促進

- ・PRTR法に基づき、事業者に対して、化学物質の適正管理や適正使用についての届出（34件）の審査を行い受理しました。（環境政策課）
- ・茨城県の指導の下、薬剤の適正な管理と使用について、普及啓発を行いました。（農政課）
- ・みなみ学園屋外プールにおいてアスベスト含有のある施設を解体・撤去しました。（学務課）

放射性物質に対する対策の推進

- ・原子力ハンドブック（県作成）を本庁舎ロビーの他、各支所、各公民館、図書館の窓口等に設置し広く市民に情報提供をしました。（総務課）
- ・原子力ハンドブック（県作成）を活用し、自主防災組織や出前講座において情報の提供を行い、市民の不安解消に努めました。（総務課）

ダイオキシン類対策の推進

- ・エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設に対し、ダイオキシン類の調査結果の提出を求め、問題がないことを確認しました。（環境政策課）
- ・果樹の剪定時期に寄せられる苦情に対し、現地確認を実施の上、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。（農政課）
- ・家庭ごみの野外焼却を禁止するため、広報紙等による周知を行うとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。（苦情対応件数49件）（環境政策課、資源循環課、各支所地域課）

■評価と課題

エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設において、排ガスに含まれるダイオキシン類及び水銀の排出量に問題がないことを確認しました。

また、大気汚染防止法に基づくアスベストの撤去作業については、今後も関係機関と連携し有害化学物質の監視や適正処分を推進していきます。

・**アスベスト**：石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となったりすることから、昭和55年以降は建築材として使用されていない。

・**ダイオキシン類**：ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

・**PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）**：有害性が判明している化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 環境管理・公害防止

■取組方針 環境汚染や公害を未然に防ぎます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①調査や規制・指導、苦情に対する相談窓口等、関係機関と連携した公害防止・環境管理体制を整備します。
- ②環境保全に取り組む事業者・団体への支援体制の整備・充実を図ります。

■行動方針／環境施策

公害防止・環境管理体制の整備

- ・公害関係法令に基づく立入検査（大気汚染防止法 10 件、水質汚濁防止法 12 件、茨城県生活環境保全等に関する条例 2 件、計 24 件）を実施しました。（環境政策課）
- ・公害苦情に対し、各支所と連携して迅速に対応しました。（公害苦情：大気 50 件、騒音 9 件、振動 0 件、悪臭 11 件、水質汚濁 6 件、雑草処理 166 件）（環境政策課）
- ・市内 16 事業所において、公害防止協定を締結しています。（環境政策課）

事業者・団体への支援体制の整備・充実

- ・環境保全活動を行う市民団体に対し、継続して支援を行い活動の充実を図りました。（環境政策課）
- ・環境関連団体の課題等に関する意見交換会を開催しました。（環境政策課）
- ・県立自然公園内で環境保全を行う市民団体と定期的に情報交換を行いました。（観光課）

■評価と課題

苦情に対して迅速な対応に努めました。条例等に抵触しない案件については、原因者に理解を求め近隣への配慮をお願いしました。

今後も公害の発生を未然に防ぐための啓発活動に努めるとともに、環境問題に対する適切な対応、助言・指導などにより早期解決を図ります。

資源を有効活用する循環型社会

■環境要素 廃棄物

■取組方針 ごみを減量し、リサイクルを推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①廃棄物処理施設の計画的な施設整備・更新を行う等、適正なごみ処理を推進します。
- ②ごみの発生抑制（R e d u c e /リデュース）や再利用（R e u s e /リユース）の促進によるごみの減量化を推進します。
- ③リサイクル活動の推進や新たな資源の利用方法の検討等、資源の循環利用を推進します。
- ④4Rの普及やごみ出しルール・マナーの徹底など、市民・事業者のごみの適正処理を促進します。
- ⑤ごみ収集事業者と連絡や調整を密にし、適切な収集体制を確立します。
- ⑥廃棄物の減量化やゼロエミッション等のごみ減量化に向けた事業活動を促進します。

■行動方針／環境施策

適正なごみ処理の推進

- ・令和5年4月1日からごみの分別・収集方法を統一することに伴い、市内10か所で説明会を行いました。（資源循環課）

ごみ減量化の推進

- ・食品製造事業者に情報提供し、製造の工程で発生した栗の皮を飼料として有効利用しました。（資源循環課）
- ・生ごみ処理処理容器の購入費の一部を補助しました。（電動20件、コンポスト等58件）（資源循環課）
- ・福ちゃんの森公園イベントにおいて、生ごみ処理容器を展示実演し、参加者にPRしました。（資源循環課）
- ・市指定ごみ袋（小袋）にバイオマス由来原料を25%配合したバイオマスプラスチックを導入しました。（資源循環課）
- ・環境教育人形劇を市内小学校8校（笠間小、みなみ学園、宍戸小、大原小、北川根小、友部二小、岩間一小、岩間二小）で開催し、紙製クリアファイルを配布しました。（環境政策課）
- ・市が実施する会議等における飲み物の提供を見直し、マイボトルを持参するよう各部署に呼び掛けました。（環境政策課）
- ・毎月第2日曜日に行われる市民団体のフリーマーケットに対し、広報および補助を行い支援をしました。（商工課）
- ・10月開催の市民団体主催フリーマーケットに対して広報等の協力を行いました。（資源循環課）
- ・11月開催の福ちゃんの森公園イベントにおいて、リターナブル食器を導入しました。（資源循環課）
- ・市役所の各部署に呼び掛け、ワンウェイプラスチックの削減を行いました。（資源循環課）

資源の循環利用の推進

- ・市が集積所から収集したペットボトルを国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、全量を水平リサイクルしました。（資源循環課）
- ・自治会、子供会、高齢者クラブ等が行った資源物回収に対して補助を行い、市民の自主的なリサイクル活動を支援しました。（実施団体86団体、回収量338t）（資源循環課、各支所地域課）

- ・笠間地区において、古布回収事業を行い1,100kgの古布を回収しウエスとしてリサイクルしました。(笠間支所地域課)
- ・廃食用油回収を広報紙やホームページにて周知し回収を行いました。(回収量2,625ℓ)(資源循環課、各支所地域課)
- ・レアメタルなど貴重な金属資源をリサイクルするため、本所・支所の窓口で小型家電を990kg回収しました。(資源循環課、各支所地域課)

市民・事業者のごみの適正処理の促進

- ・環境教育人形劇を実施し、リサイクルに関する意識醸成に努めました。(環境政策課)
- ・令和5年4月1日からごみの分別・収集方法を統一することに伴い、市内10か所で説明会を行いました。(資源循環課)
- ・新しいごみ処理ハンドブック、ポスターを作成し、区長回覧を通じて全戸に配布しました。(資源循環課)
- ・外国人への周知を図るため、英語、中国語に翻訳したごみ処理ハンドブックを作成、配布しました。(資源循環課)
- ・アプリ「かさまコネクト」でごみの分別・収集方法を周知しました。(資源循環課)
- ・事業者に対し、事業系ごみの適正処理を広報紙等で周知しました。(資源循環課)

適切な収集体制の確立

- ・収集事業者と連絡、調整を密にして円滑なごみ収集を行いました。(資源循環課、各支所地域課)
- ・地域住民が設置するごみ集積ボックスへの補助率、上限金額を見直し、利用促進を図りました。(補助件数17件)(資源循環課、各支所地域課)
- ・集積所の美化対策を推進し、現地調査及び集積所管理者への改善指導を実施しました。(資源循環課、各支所地域課)
- ・高齢者・障害者を対象とした不燃ごみ、資源物専用の収集袋を広報紙により周知しました。(利用世帯223件)(資源循環課)

ごみ減量化に向けた事業活動の促進

- ・庁内用コピー用紙については、「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量の総合評価値が80以上、かつ、白色度が70%以下の製品を購入しました。(総務課)
- ・食品製造事業者に情報提供し、製造の工程で発生した栗の皮を飼料として有効利用しました。(資源循環課)
- ・ホームページ等により、エコショップ制度の周知を行いました。(エコショップ認定店数18店)(資源循環課)

■評価と課題

令和5年4月1日からごみの分別・収集方法を統一することに伴い、市内10か所で説明会を行いました。

市役所も市内の一事業者として、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組みました。

ごみの減量化やリサイクルは市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があるため、引き続き事業の推進を図っていきます。

資源を有効活用する循環型社会

■環境要素 プラごみ

■取組方針 環境負荷ゼロへの挑戦（プラスチックごみゼロ）を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①プラスチックごみゼロ宣言による施策を継続的に実施します。
- ②市民や事業者に対し、プラスチックの使用と排出の抑制を推進します。
- ③4R運動の施策等により、資源を有効活用する循環型社会の実現を目指します。

■行動方針／環境施策

プラスチックごみゼロ宣言による施策の継続

・令和4年度より、市指定ごみ袋（小袋）にバイオマス由来原料を25%配合したバイオマスプラスチックを導入しています。（資源循環課）

プラスチックの使用や排出の抑制推進

- ・事業者から提供されるクリアファイルの辞退やリユースによる長期使用を実施し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に努めました。（全庁）
- ・ボールペンや蛍光ペンなどの事務用品に替え芯を積極的に使用しました。（全庁）
- ・啓発物品は、包装も含めてプラスチック製品の抑制に努めました。（全庁）
- ・園児のおやつ時間に牛乳パックの個別配付からコップに入れて提供することで、ストローの使用を削減しました。またスプーンを紙スプーンに切り替えました。（市立保育所）
- ・移住交流フェアや企業誘致セミナーにおける市町村PRについて、配布物をクリアファイルから紙ファイルに変えました。（企業誘致・移住推進課）
- ・電子契約を推進し、345件の契約を電子契約で締結したことで、ドッチファイルの使用量を削減しました。（デジタル戦略課）
- ・啓発品として、海洋性プラスチックごみを使用したボールペンと紙製クリアファイルを配布しました。（環境政策課）
- ・啓発看板の材質を再生PP素材にし、厚さを薄くしました。（環境政策課、資源循環課）

資源を有効活用する循環型社会の実現

- ・市内のスーパーマーケットにヒアリングを行い、店頭で回収する資源物の品目を拡充するよう呼びかけました。（資源循環課）
- ・8月に「脱炭素社会に向けたプラスチック資源循環に係るWEBセミナー及び意見交換会」を開催しました（9団体参加）。（資源循環課）
- ・市が集積所から収集したペットボトルを国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、全量を水平リサイクルしました。（資源循環課）（再掲）

■評価と課題

市指定のゴミ袋（小袋）について、バイオマスプラスチック製のものを導入しました。市全庁でプラスチックの使用や排出抑制に努めました。

引き続き、市民や事業者に対して、プラスチックの使用や抑制を推進していきます。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 地球温暖化対策

■取組方針 地域から行動を起こし、地球温暖化対策を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①地球温暖化の原因や影響、低炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供を通じて、地球温暖化に対する理解を促進します。
- ②市の事務・事業において、地球温暖化防止に向けて率先的に取組を推進します。
- ③環境マネジメントシステムの普及・拡大等を通じて、事業者に対する地球温暖化対策の普及を促進します。
- ④省エネ活動や緑のカーテンの普及などを通じて、家庭や学校における地球温暖化対策の普及を促進します。
- ⑤低公害車の使用やエコドライブ等、環境に配慮した自動車利用を促進します。
- ⑥渋滞緩和に向けて交通流の円滑化を図ります。
- ⑦公共交通機関や自転車利用等の普及を通じて、スマートムーブ（自動車利用の抑制）を図ります。
- ⑧CO₂の吸収源としての森林整備を推進します。
- ⑨関係機関と連携し、地球温暖化に対する適応策を検討します。
- ⑩オゾン層の保全等、その他の地球環境問題への対策に努めます。

■行動方針／環境施策

地球温暖化に対する理解促進

- ・地球温暖化に関する講座を7月31日に友部公民館で開催しました。（環境政策課）
- ・環境教育人形劇を市内小学校8校（笠間小、みなみ学園、穴戸小、大原小、友部二小、北川根小、岩間一小、岩間二小、）で開催しました。（環境政策課）
- ・気候変動や地球温暖化の影響に関する講演を、市内中学校3校（友部中、稲田中、岩間中）にて開催しました。（環境政策課）
- ・市役所本所の正面ロビーに、期間限定でクライメイトクロック（気候時計）を展示し、来庁者に気候変動についての周知・啓発を行いました。（環境政策課）

地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組

- ・市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を平成28年度と比較して、5.0%削減することを目標に取組を行いました。6.6%（4,102t - CO₂）増加しました。昨年度（令和3年度）との比較では7.0%（267t - CO₂）増加しました。（環境政策課）
- ・市役所内でエコ当番制度を実施し、各部署でエコオフィスに向けた取り組みを実施しました。（環境政策課）
- ・笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画（第4期）を策定しました。（環境政策課）
- ・笠間市役所地球温暖化対策実行計画（笠間市地域気候変動適応計画を含む）の策定に向け、内容を検討しました。（環境政策課）
- ・電力需要が高まる冬（令和4年12月から令和5年3月まで）、「かさまの節電アクション！冬の総力戦」として市民・事業者へ節電・省エネへの協力を行うにあたり、市役所において率先して実践し、家庭や事業所での行動を促しました。（環境政策課）
- ・ハイブリッド車2台、EV車3台、ステーションワゴン1台（合計6台）を購入し、年式の古い車輦及び走行距離の多い車輦5台を廃車しました。（資産経営課）

事業者に対する地球温暖化対策の普及促進

- ・入所型福祉施設用太陽光発電・蓄電システム設置費補助を行い、事業者による設備導入を支援し、エネルギー設備転換の促進に努めました。(環境政策課)
- ・茨城県の「いばらきエネルギーシフト促進事業補助金」について、市ホームページや環境政策課フェイスブックによる情報提供を行い、事業者への周知に努めました。(環境政策課)

家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進

- ・7月3日にエコクッキング教室を開催しました。(資源循環課、環境政策課)
- ・11月～12月に「CO2削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、職員や市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO2削減の啓発に取り組みました。(環境政策課)
- ・環境教育人形劇を市内小学校8校(笠間小、みなみ学園、宍戸小、大原小、友部二小、北川根小、岩間一小、岩間二小、)で開催しました。(環境政策課)(再掲)
- ・電力需要の高まる夏(令和4年6月～)と冬(令和4年12月～)に、市民・事業者に向けて、市ホームページ・環境政策課フェイスブック・広報紙を通して、節電・省エネへの協力を呼びかけました。(環境政策課)

環境に配慮した自動車利用の促進

- ・市内のイベントにおいて、市民などの来場者に対して自然エネルギー活用について情報提供・啓発に努めました。(令和4年10月の「笠間浪漫」での燃料電池自動車等展示[いばらき水素利用促進協議会の協力による]、11月の「ふるさとまつり in かさま」、クリーンアップひぬまネットワーク協議会事業と併せた小型EV等展示)(環境政策課)
- ・茨城県電気自動車等充電インフラ普及促進協議会に参画し、電動車普及や充電インフラ整備等に関して、企業・団体等で課題を共有するとともに意見交換を行い、普及促進に努めました。(環境政策課)

スマートムーブ(自動車利用の抑制)

- ・県央地域連携中枢都市圏構成市町村で「ノーマイカーウィーク」「エコ通勤チャレンジウィーク」を実施し、公共交通や自転車の利用を促進しました。(企画政策課)
- ・路線バスに対する維持支援及びデマンドタクシーかさまの運行を実施し、公共交通の維持・確保を図りました。デマンドタクシー利用者45,674人、路線バス利用者56,122人(企画政策課)
- ・友部駅前広場駐車場利用台数55,345台、岩間駅前広場駐車場利用台数7,846台の利用がありました。(管理課)
- ・大日堂敷地内に駐輪スペースを設置しました。(生涯学習課)
- ・職員が通勤で自転車利用の促進を図れるよう、本庁舎裏側に約18台分の駐輪場を設置しました。(資産経営課)
- ・自転車安全に走行出来るような区画線を10,950m設置しました。(管理課)
- ・引き続きシェアサイクルの運営を実施し、実証実験も含め市内の公共拠点10ヶ所(友部駅、道の駅かさま、笠間駅、笠間工芸の丘、かさま歴史交流館井筒屋、笠間市役所、ギャラリーロード、あそびの杜、稲田駅、福原駅)にサイクルポートを設置し、自動車利用の抑制を促しました。(企画政策課)

CO₂の吸収源としての森林整備の推進

- ・「笠間市自転車活用推進計画」に関連し、県産材を使用した木製サイクルラックを森林環境譲与税を活用して10台購入し、市内の主要施設に設置しました。(農政課・企画政策課)(再掲)

- ・森林経営計画により、6.09haの間伐及び3.05haの植栽を実施しました。(農政課)
- ・森林環境譲与税を活用し、あたご天狗の森周辺の山林3.80haにおいて下草刈りや間伐等を実施しました。(農政課)(再掲)

地球温暖化に対する適応策の検討

- ・異常気象により、大雨、洪水、土砂災害、局地的集中豪雨(ゲリラ豪雨)の発生が予測されるときは、気象庁をはじめとする災害情報を収集するとともに茨城県防災情報ネットワークシステムなどを活用し、災害の規模に応じて、防災無線や広報車などで避難情報を周知し、災害に備えた他、被害軽減に繋げることができました。(総務課)
- ・笠間市役所地球温暖化対策実行計画(笠間市地域気候変動適応計画を含む)の策定に向け、内容を検討しました。(環境政策課)(再掲)

その他の地球環境問題への対策

- ・家電リサイクル法に基づく対象品目の有料回収ルートをホームページに掲載するなど、市民への周知を行いました。(資源循環課)
- ・住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助(令和4年度開始)、入所型太陽光発電・蓄電システム設置費補助(令和4年度のみ実施)を通して、住宅や事業所における太陽光発電の活用を支援しました。(環境政策課)
- ・市内のイベントにおいて、市民などの来場者に対して自然エネルギー活用について情報提供・啓発に努めました(令和4年10月の「笠間浪漫」において、燃料電池自動車[いばらき水素利用促進協議会の協力による]、小型太陽光パネル及び蓄電池の展示)(一部再掲・追記)(環境政策課)

■評価と課題

地球温暖化防止の理解促進のため、環境寺子屋事業やエコライフチャレンジ、ノーマイカーウィークなどCO₂削減に向けた取り組みを実施しました。また、気候変動や地球温暖化の影響に関する講演を、市内中学校3校(友部中、稲田中、岩間中)にて開催しました。

より多くの方を巻き込み、できることから始められるよう具体的な取組情報を提供し、一緒に実践していくことが必要となります。

エコ・クッキング:環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。「買い物」環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参するなど。

スマートムーブ:通勤、通学、買い物、旅行などにおける日々の「移動」を「エコ」にすることで二酸化炭素の削減を図る取組。二酸化炭素の削減だけでなく、健康や快適・便利などにも寄与するライフスタイルの提案として提唱・紹介されている。

エコ当番制度:「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、市が行っている事務・事業における温室効果ガスの排出量を削減するために、職員一人一人が更なる取り組みを実施するために、各課で退庁時に「課内エコ点検表」の6項目を、当番制(週交代等)で確認する。

【点検項目】

〈課内での取り組み〉

- ①昼休みは業務に支障のない範囲で消灯しましたか。
- ②退庁時にPC本体とモニター・プリンター等OA機器の電源を切りましたか。
- ③退庁時に課内の電気照明を消灯しましたか。(時間外勤務者がいる場合には、消灯できる箇所のみ)

〈当番個人の取り組み〉

- ④コピー・印刷は両面集約等により用紙の削減に努めましたか。
- ⑤不用紙は、再生利用できるよう分別しましたか。
- ⑥離席時は、PC画面をロックし、モニターの電源を切りましたか。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 エネルギー

■取組方針 エネルギーの有効利用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①省エネルギー促進のための意識啓発や情報提供を推進します。
- ②高効率機器の導入等、公共施設の省エネルギー化を推進します。
- ③再生可能エネルギーの導入等、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。

■行動方針／環境施策

省エネルギー促進のための意識啓発・情報提供

- ・住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助、入所型太陽光発電・蓄電システム設置費補助を通して住宅や事業所における太陽光発電の活用について周知に努めました。(環境政策課)
- ・市内のイベントにおいて、市民などの来場者に対して自然エネルギー活用について情報提供・啓発に努めました。(令和4年10月の「笠間浪漫」での燃料電池自動車等展示 [いばらき水素利用促進協議会の協力による]、11月の「ふるさとまつり in かさま」でのクリーンアップひぬまネットワーク協議会事業と併せた小型EV等展示) (一部再掲・追記) (環境政策課)

公共施設の省エネルギー化の推進

- ・「地域交流センターともべ」は、地中熱換気システムを導入しており、省エネルギー化を推進するとともにPRして普及啓発に努めています。(市民活動課)
- ・公共施設(RC造)に太陽光パネルが設置可能かの調査を委託し、調査結果に基づき、手法・コスト面を検討し、R5年中の設置に向けて方向性を打ち出しました。(資産経営課)
- ・浄化センターともべ及び農業集落排水処理施設(安居地区)に太陽光パネルの設置を検討しました。(下水道課)

環境負荷の少ないエネルギー利用の推進

- ・拠点避難所である笠間小、友部中、岩間中の3箇所において、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電や蓄電池により、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保し、非常時に備えています。(総務課)
- ・市内で回収した廃食用油2,6250を食用油専門のリサイクル企業に売却しました。(資源循環課)

■評価と課題

住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助、入所型太陽光発電・蓄電システム設置費補助を通して、住宅や事業所における太陽光発電の活用について周知しました。

公共施設については、浄化センターともべ及び農業集落排水処理施設(安居地区)に太陽光パネルの設置を検討しました。

今後も省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

再生可能エネルギー:エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギー源の総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 温室効果ガス

■取組方針 環境負荷ゼロへの挑戦(2050 カーボンニュートラルの実現)を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①「ゼロカーボンシティ宣言」を表明します。
- ②カーボンニュートラルの実現を目指した取り組みを積極的に実施します。

■行動方針／環境施策

「ゼロカーボンシティ宣言」の表明

- ・令和3年4月1日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。(環境政策課)

カーボンニュートラルの実現のための取り組みの推進

- ・いばらきエコライフチャレンジへの参加呼びかけ（窓口でのチラシ配布等）を通じて、市民に対して、カーボンニュートラルを見据えた省エネ行動の推進を図りました。(環境政策課)
- ・市内中学生を対象に、環境活動家による講演会を開催し、環境意識の高揚を図りました。(環境政策課)
- ・電力需要の高まる夏(令和4年6月～)と冬(令和4年12月～)に、市民・事業者に向けて、市ホームページ・環境政策課フェイスブック・広報紙を通して、節電・省エネへの協力を呼びかけました。(環境政策課) (再掲)
- ・冬(令和4年12月～)の節電・省エネ協力依頼に際しては、「かさまの節電アクション！冬の総力戦」として、まず市役所にて率先して節電・省エネの実践に努め、家庭や事業所での行動を促しました。(環境政策課)
- ・市役所も市内の一事業者として、エコ当番制度を実施し、各部署でエコオフィスに向けた取り組みを実施しました。環境政策課) (再掲)
- ・市役所本所の正面ロビーに、期間限定でクライメイトクロック（気候時計）を展示し、来庁者に気候変動についての周知・啓発を行いました。(環境政策課) (再掲)
- ・地域脱炭素の実現を目指し、常陽銀行、常陽グリーンエナジーと3者協定を締結しました。(環境政策課)

■評価と課題

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、省エネ行動の促進や講演会開催を通して、環境意識の啓発を行いました。また、「かさまの節電アクション！冬の総力戦」として、まず市役所が率先して節電・省エネの実践に努め、家庭や事業所での行動を促しました。

今後も、カーボンニュートラル実現に向け、市民や事業所に啓発活動を実施するとともに、市役所が率先して省エネ活動の実践に努めます。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 環境教育・学習

■取組方針 環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市域全体の環境教育・学習の質の向上や教材の充実等を通じて、学校や課外学習等における環境学習を推進します。
- ②関係機関と連携し、市民や事業者への環境学習を促進します。
- ③環境学習施設の活用や地域の自然にふれあう体験型学習機会の充実を図ります。
- ④環境教育・学習へ活用できる資料・情報の提供体制の整備を推進します。

■行動方針／環境施策

学校等における環境学習の推進

- ・ 8月2日、巴川・恋瀬川探検隊全体交流会参加。小美玉市四季文化館「みの一れ」「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」にて、岩間第一小学校児童8名参加（巴川探検隊・岩間支所地域課）
- ・ 石の百年館において、小学生を対象としたワークショップを開催。（7月：鉱物・岩石標本づくり、2月：勾玉づくり）（商工課）
- ・ 保育所、児童クラブにおいて、給食やおやつの廃材（牛乳パックやプリン空き容器等）を利用した手作りおもちゃ、使用済みポスターやカレンダーの裏側をお絵かき用の紙として再利用し、リサイクルについて考えました。また、児童館においても同様に牛乳パック等を利用して手作りおもちゃを作成しリサイクルに努めました。（子ども福祉課）
- ・ 涸沼川探検隊、地球温暖化講座、笠間市こども理科自由研究プレゼン大会、環境教育人形劇などを実施し、環境保全の大切さについて学ぶ機会を提供しました。（環境政策課）
- ・ 小学校では総合的な学習の時間、中学校では社会や理科などの授業の中で、環境教育の学習に取り組みました。（学務課）
- ・ 小学校では、涸沼川や霞ヶ浦の施設を活用しました。（学務課）
- ・ 涸沼川探検隊において、環境教材「川の生きものを調べよう」を活用しました。（環境政策課）

市民・事業者への環境学習の促進

- ・ 出前講座メニューの見直しを行い「ごみの分け方・出し方のポイント」講座を新しく追加しました。（市民活動課）
- ・ 出前講座「SDGsに取り組んでみよう」を1回実施しました。（市民活動課）
- ・ 出前講座「カーボンニュートラルって何？」を1回実施しました。（市民活動課）
- ・ 出前講座「ごみの分け方・出し方のポイント」を3回実施しました。（市民活動課）
- ・ 茨城県地球温暖化防止活動推進員や茨城県環境アドバイザーを講師に招き「環境寺子屋」や「自然観察会」を開催しました。（環境政策課）

体験型学習機会の充実

- ・ 自然観察会など、地域の自然に親しみ学ぶことができる環境学習の機会を提供しました。（環境政策課）

資料・情報提供体制の整備

- ・ 環境関連の図書や資料を充実させるよう努めました。（各図書館）
- ・ 市民が家庭でできる節電アクションについて、市ホームページやSNSにより情報提供を行いました。（環境政策課）

■評価と課題

茨城県環境アドバイザーや茨城県地球温暖化防止活動推進員など環境活動にご尽力いただいている方を講師に招き、自然観察会や環境寺子屋などの環境学習を行い、環境保全に対する意識の高揚を図りました。

事業内容の見直しを検討しながら、環境保全について自ら考え行動できる人物が育つような環境学習を推進していきます。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 パートナーシップ

■取組方針 各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①環境保全の取組における地域コミュニティ活動を促進します。
- ②関係団体の連携や情報交換等の交流基盤の構築等を通じて、市民・事業者の環境保全活動への支援を推進します。
- ③周辺自治体や市民団体等との広域連携による取組を推進します。

■行動方針／環境施策

地域コミュニティ活動の促進

- ・広報紙やSNSに環境に関する表彰を受けた件などの記事を掲載し、広くPRを行いました。(秘書課、環境政策課)
- ・NPO法人ビオトープ天神の里を作る会の活動について、岩間支所市民ホール及び友部駅構内で紹介しました。(環境政策課)

市民・事業者の環境保全活動への支援

- ・福ちゃんの森公園オータムイベントにおいて、市民団体による環境活動のポスター展示をしました。また、NPO法人ビオトープ天神の里を作る会作成による天神の里の観察記録を市役所内に常時展示しました。(環境政策課)
- ・長年にわたり本市の環境保全に貢献いただいている安見珠子さんと増淵昇さんを表彰しました。(環境政策課)
- ・環境保全活動を行っている団体で、今後の活動についての意見交換会を実施しました。(環境政策課)
- ・市民団体の会員募集チラシを自然観察会等で配布しました。(環境政策課)
- ・茨城たばこ販売協同組合笠間支部と連携し、美化活動(6月、9月、11月。参加者：延べ38名)を実施しました。(商工課)

広域連携による取組の推進

- ・職員を対象に6月、12月に「ノーマイカーウィーク」「エコ通勤チャレンジウィーク」を9市町村統一して実施するとともに、市民への啓発活動を行いました。(秘書課、企画政策課)
- ・11月～12月に「CO2削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO2削減の啓発に取り組みました。(環境政策課)
- ・8/25～9/1に霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦の日」霞ヶ浦浄化キャンペーンを岩間支所ロビーで実施し、水質浄化に対する意識の高揚を図りました。(岩間支所地域課)

■評価と課題

地域コミュニティの活動について、市役所庁舎内やJR友部駅構内で広くPRしました。

市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援していくとともに、市民の各種事業への参加を促進します。